名古屋葵大学 コンピュータ共同利用演習室利用規程

令和 8 年 7 月 1 日 制定

第１条（目　的）

この規程は、名古屋葵大学及び名古屋女子大学短期大学部（以下「本学」という。）の情報システムを利用した教育･研究活動を円滑に実施できるようにするために、情報システム課が管理するコンピュータ共同利用演習室の運用管理に関して、必要な事項を定める。

第２条（定　義）

この規程でいう次の用語は、次の定義によるものとする。

（１）情報システム

情報の利活用を目的とする、ハードウェアとソフトウェアを連携して構築されたコンピュータ環境

（２）コンピュータ共同利用演習室

情報システムが設置されて全学的に利用できる演習室で、情報システム課が管理するもの

第３条（コンピュータ共同利用演習室の利用）

コンピュータ共同利用演習室を利用することができるのは、次の業務を行う場合とする。

（１）学部、短期大学部及び大学院における授業

（２）本学が実施する講習会等

（３）教育･研究活動の目的で行う資料作成

（４）学生の行う自学自習

（５）その他法人本部長が必要と認めた業務

第４条（ハードウェアの管理）

情報システム課は、教育･研究活動が円滑に実施できるように、コンピュータ共同利用演習室に設置された情報機器等のハードウェアの管理を行う。

第５条（ソフトウェアの管理）

情報システム課は、コンピュータ共同利用演習室で利用するソフトウェアについて、情報システムやネットワークの安定的な運用を図るため、情報機器に導入するソフトウェアの管理（ライセンス管理も含む。）を行う。

第６条（利用資格）

コンピュータ共同利用演習室を利用できる者は、次のとおりとする。

（１）本学教職員

（２）本学学生

（３）卒業生

（４）その他法人本部長が認めた者

※利用資格のない者は、入室を認めない。

第７条（利用時間）

コンピュータ共同利用演習室の利用時間は、8 時 50 分から 20 時までとする。授業休業日は使用できない。また、保守点検等のため利用を制限することもある。ただし、法人本部長は事情によりこれを変更することができる。

第８条（利用者の遵守事項）

コンピュータ共同利用演習室を利用する者は、次に揚げる事項を遵守しなければならない。

（１）教育･研究活動以外の目的に利用しない。

（２）コンピュータ共同利用演習室の情報システムに損害または不利益を与えない。

（３）他の利用者の情報システム利用に支障をきたさない。

（４）公序良俗に反する行為をしない。

（５）第三者に損害または不利益を与えない。

（６）その他法人本部長が定めた事項。

第９条（利用の停止）

利用者が前条の規定に違反した場合、法人本部長は直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

第 10 条（本学学生の利用上の注意事項）

１　コンピュータ共同利用演習室における注意事項

次の注意事項を怠った場合には、コンピュータ共同利用演習室の使用を制限する場合がある。

（１）学習や研究以外の目的での利用はできない。

（２）室内での飲食及び飲食物の持ち込みは禁止。

（３）自分で出したゴミは持ち帰る。

（４）他の利用者に迷惑のかかる会話は慎む。

（５）パソコンのスピーカーから音声を出さない。

（６）一人で複数のパソコンを占有しない。

（７）パソコンにログインしたままでの離席や荷物で席取りをしない。

（８）席を離れる時は必ず貴重品や荷物を携行する。

（９）室内では、携帯電話等の通信機器の電源を切り、使用しない。

(10) 携帯電話等の通信機器の充電は禁止。

(11) 最後に演習室を出る人は、室内の電灯やエアコンの電源を切ってから退室する。

(12) 演習室の窓を開けない。開いているときは閉める。

(13) その他、利用者の迷惑になる行為は慎む。

２　機器及びマニュアル等についての注意事項

（１）パソコンの電源を切る場合は、必ず所定の手続きに従う。

（２）パソコンの動作環境を変更しない。

（３）プリンタの設定を変更しない。

（４）ネットワーク機器には手を触れない。

（５）演習室内に常備しているドキュメント、マニュアル類は、使用後所定の位置に戻す。

第 11 条（報告義務）

以下の場合には、速やかに情報システム課に報告すること。

（１）パソコン起動時または使用中に異常が発生した場合。

（２）サーバ及びネットワークに異常があると思われる場合。

（３）プリンタの紙詰まりまたはインク切れ等が発生した場合。

（４）ウィルスに感染したと思われる場合。

上記の状況が発生した場合は、コンピュータ共同利用演習室の使用を許可しない場合がある。

第 12 条（データ破損に関する免責事項）

各個人で作成したデータやメール等は、個人で管理するものとし、データ及びメディアの破壊や機会損失等の損害について、情報システム課は一切の責任を負わないものとする。なお、データ及びメディアに破損があった場合は、情報システム課へ報告する。

第 13 条（規程の改廃等）

1　この規程の改正及び廃止については、常任理事会の議を経るものとする。

2　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

2　「名古屋葵大学 学術情報センター共同利用演習室利用要項」（令和 7 年 4 月 1 日 最終改正）は廃止する。